

備北地区ゼロ災運動研究集会 R4.11.22

新見署における 労働災害の状況 について

新見労働基準監督署



目次

労働災害の状況

死傷件数 / 災害事例

行動災害防止

点検・教育・体づくり / 取組事例 / 今後の取組

法令改正

新しい化学物質規制 / 金属アーク溶接等

高梁市、新見市、加賀郡の旧賀陽町地域 新見署管内の労働災害の状況

労働災害の状況

労働災害が増加しています

令和3年

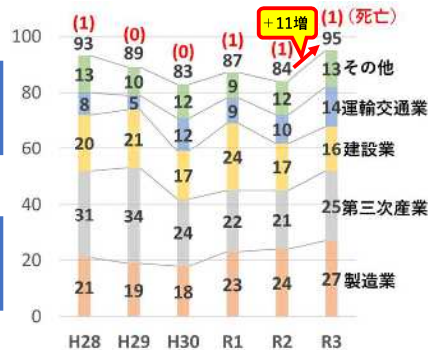
死傷95件 **H28以来の90件超**
死亡1件

令和4年

※10月末日速報

死傷67件 **前年比+2**
死亡1件 **4年連続発生**

※新型コロナを除く



高梁市、新見市、加賀郡の旧賀陽町地域 新見署管内の労働災害の状況

労働災害の状況

令和4年の死傷件数（事故の型別） ※10月末日速報

● 転倒 16件

● 腰痛等 13件
(動作の反動・無理な動作)

● 墜落・転落災害 12件



※新型コロナを除く

行動災害が多発

労働者の作業行動を起因とする災害

転倒災害 16件

災害事例 R4.7発生

事業場

小売業（労働者10人未満）

被災者

70代女性

災害状況

配達中、濡れた坂道の上で足が滑り転倒した。

被災状況

骨折（休業見込 3 か月）

特徴

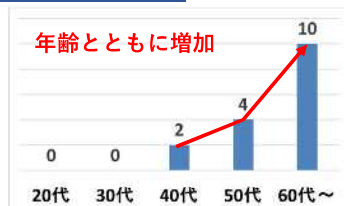
典型的なパターン



7件 7件 0件

その他体勢崩す 2件

高齢労働者に注意



腰痛等 13件

災害事例 R4.3発生

事業場

建築工事業（労働者数10人未満）

被災者

30代男性

災害状況

廃材（木材）を持ち上げたとき腰に激しい痛みを感じた。

被災状況

腰痛（休業見込 1 か月）

特徴

典型的なパターン

- ◎重量物取扱い作業 5件
- ◎立ち作業
- ◎座り作業
- ◎介護・看護作業 2件
- ◎車両運転等の作業

墜落・転落災害 12件

災害事例 R4.6発生

事業場

食料品製造業（労働者10人以上50人未満）

被災者

50代女性

災害状況

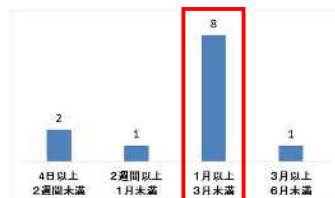
脚立での作業中、足を踏み外し、床に墜落した。

被災状況

脳内出血（休業見込 2 か月）

特徴

- ◎ 2 m未満が多発
2 m未満 11件
2 m以上 1件
- ◎脚立・重機・トラックに注意
脚立 4件
重機・トラック 3件
- ◎休業期間は長期化の傾向



はさまれ・巻き込まれ災害 8件

災害事例 R4.9発生

事業場

製造業（労働者10人以上50人未満）

被災者

20代男性

災害状況

ローラーの運転を停止せずに、掃除を行い、手をはさまれた。

被災状況

切断（休業見込 3 週）

特徴

設備的対策がない

人はミスする 機械は故障する

絶対安全は存在しない

➡ まず本質安全化・設備的対策を

非正常作業中の災害防止 繰返事案発生

◎危険範囲に身体の一部がある場合に機械が停止する仕組み（インターロック機能付きの覆い等）

◎不用意な運転再開の禁止（鍵、表示板等）

◎機械設備の仕組みの周知徹底（安全装置の有効な範囲等）

フォークリフト災害

災害事例 R4.6発生



フォークリフトの運転者がマストを下げずに後退し天井部の**設備に接触**して、設備一部が落下し、別の労働者に**激突**した。

管理のポイント

資格 最大荷重1t以上 技能講習修了
1t未満 特別教育受講

点検 年1回：特定自主検査
月1回：定期自主検査
作業日：作業開始前点検

作業計画

運行経路、作業方法
様式例
宮崎労働局HP →



運転席から離れる際の措置

フォークを地面に置く等

用途外使用の制限

荷のつり上げ等の原則禁止

伐木作業中の労働災害

災害事例 R4発生 **死亡災害**

イメージ 避けやすい樹種・偏心木



追い口を幹の約半分程度まで切ったところで、幹が縦方向に約6m裂け上がり、**裂けた立木が跳ね落ちてきて**被災労働者に激突した。

対策のポイント

- ①木の状態に応じた作業方法
- ②退避場所・退避ルートの確保
- ③経験に応じた作業配分
- ④管理者による現場の確認
⇒作業方法の指導・教育

切株を確認して基本の伐倒方法を徹底させましょう

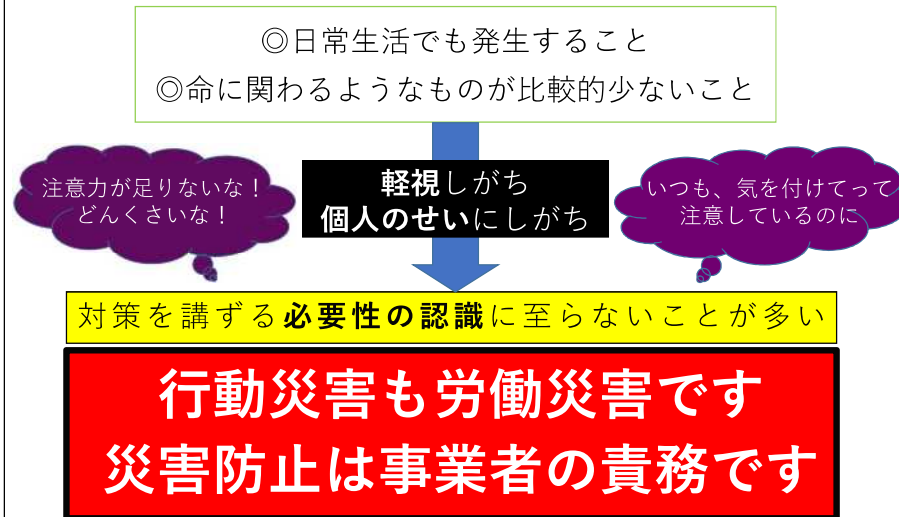
ルール

- ◎労働安全衛生法
- ◎チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

安全管理の課題

- ◎法令の理解
安全衛生推進者養成講習等で**知識**を身につけましょう
- ◎役割分担
担当者任せにせず、会社全体で**組織的に**管理をしましょう
引継ぎ等の場合に**実施事項の漏れ**が発生しています
- ◎作業現場の把握
作業方法、機械設備、作業環境等の**現場の実態**を把握しましょう
管理者が**作業実態を把握できておらず**安全措置が**講じられずに**労働災害に至るケースが発生しています
- ◎計画的な活動
年間計画に基づいて安全衛生活動・資格の取得を行いましょう
(資格は一覧表で不足がないか確認しましょう)

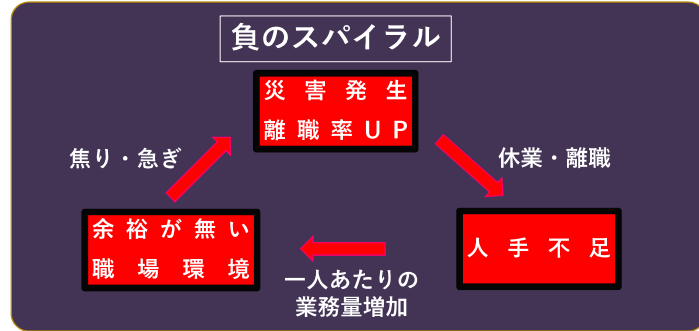
行動災害の特徴 **労働者の作業行動を起因とする災害**



行動災害の特徴

新見署管内では ※10月末日速報

平均休業見込
転倒：38.7日 腰痛等：27.8日 墜落等：36.1日
 (墜落等を超える)



行動災害防止に積極的に取り組みましょう

行動災害の特徴

個人的要因

- ◎ルール順守の未徹底（省略行動等）
- ◎注意力の欠如・危険意識の低下
- ◎加齢等に伴う身体機能の低下（不測の事態への即応力の低下）

⇒ 労働者による取組も重要

事業者と労働者が一体となった活動をお願いします

目次

労働災害の状況

死傷件数 / 災害事例

行動災害防止

点検・教育・体づくり / 取組事例 / 今後の取組

法令改正

新しい化学物質規制 / 金属アーク溶接等

行動災害防止のポイント

- 点検・改善
 転倒災害が発生するリスクのある場所
 腰痛の発生が比較的多い作業
- 教育
 動画
 体力チェック
- 体づくり
 体操

パート・アルバイトを含めて
 雇入れ時等の安全衛生教育
 の未実施が散見されます
 十分に内容を定着させるため
 定期の教育を実施しましょう

行動災害防止のポイント① 点検・改善

●転倒災害が発生するリスクのある場所

⇒チェックリストの活用

リーフレット「職場での転倒災害が増加しています」

●腰痛の発生が比較的多い作業

⇒作業別腰痛予防対策

リーフレット「職場での腰痛を予防しましょう」

参考：職場における腰痛予防対策指針(H25.6.18)

行動災害防止のポイント① 点検・改善

リーフレット「職場での転倒災害が増加しています」

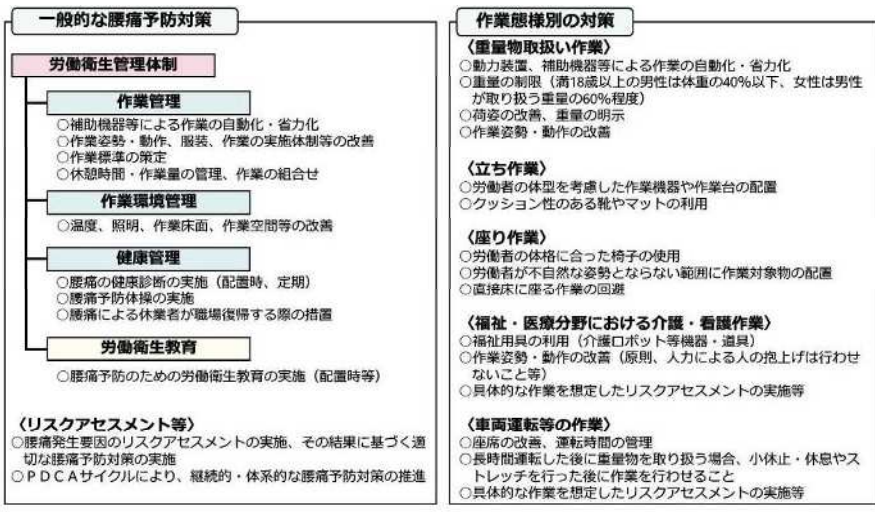
あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

1	通路、階段、出口に物を放置していませんか
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていませんか
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか
9	転倒を予防するための教育を行っていますか

行動災害防止のポイント① 点検・改善

「職場における腰痛予防対策指針」の概要



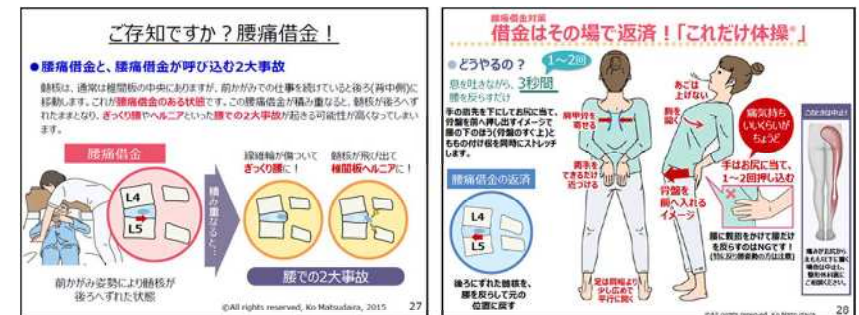
行動災害防止のポイント② 教育

●教育

他業種でも参考になります

教材：腰痛予防対策講習会テキスト（保健衛生・陸上貨物）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07699.html



行動災害防止のポイント② 教育

●教育

他業種でも参考になります

腰痛予防対策動画（保健衛生（管理者向け・作業員向け）・陸上貨物）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/anzen/anzeneisei02_00005.html



行動災害防止のポイント② 教育

転びの予防 体力チェック（中災防）

質問票 身体機能の意識 **測定** 身体機能の実際

評価

レーダーチャート

- ①歩行能力・筋力
- ②敏捷性
- ③動的バランス
- ④静的バランス（閉眼）
- ⑤静的バランス（開眼）

自分の特性を意識して転倒を防止する

中災防「転びの予防 体力チェック」 <https://www.jisha.or.jp/order/korobi/>



行動災害防止のポイント③ 体づくり

●体づくり

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」（4分16秒）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/anzen/anzeneisei02_00005.html



新見労働基準監督署Web講習会

【注意】行動災害（転倒、腰痛等）が増加しています **資料** **動画**

行動災害の状況

【新見労働基準監督署Web講習会シリーズ】
注意!! 行動災害（転倒、腰痛等）が増加しています

行動災害増加しています

転倒防止

【新見労働基準監督署Web講習会シリーズ】
注意!! 行動災害（転倒、腰痛等）が増加しています

転倒予防について

腰痛防止

【新見労働基準監督署Web講習会シリーズ】
注意!! 行動災害（転倒、腰痛等）が増加しています

腰痛予防について

岡山労働局HPにて公開する予定です

取組事例の紹介

新見署管内の行動災害防止の取組を紹介します

「イーグル工業株式会社」

「住友電工焼結合金株式会社」

「日軽形材株式会社」

今回は当署が把握した事例の一部を紹介します。
具体的な取組方法について参考となると思われます。

イーグル工業株式会社

◎安全衛生スローガン

労働災害の状況等に応じて年間の安全衛生スローガンを掲げる。



経年の発生件数

経験年数、発生原因、発生の型

スローガン

前年の災害傾向に基づいたスローガン

行動災害防止の推進

2022年度 安全衛生スローガン
2022年度【目】安全衛生スローガン
慣れた作業もルールの確認
Let's check the rules and confirm them.
ルール化と遵守の徹底
Rule & rule-obs.

・腰痛防止
Prevention of Low back pain
「これだけ体操励行・膝下作業改善」

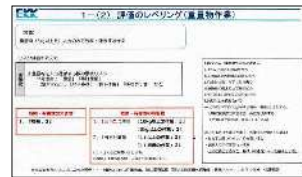
・転倒防止
Prevention of Stumble
「ポケテナシ励行」

・健康管理
Health care
「心と体の健全化」

イーグル工業株式会社

◎重量物の膝下作業の改善

- ⇒リスクアセスメントの評価基準の見直し
- ⇒リスク低減措置の実施
- 台車の使用等作業方法の変更



◎ポケテナシ活動

目的 歩行時の基本ルールの順守
⇒日常作業のルール順守
⇒不安全行動の撲滅へ

- 周知**
- 各職場の安全ミーティングでの周知
 - ポスターの掲示
 - 正門前での立哨
 - ポケテナシ活動の構内巡視

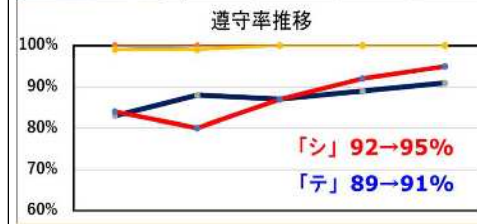
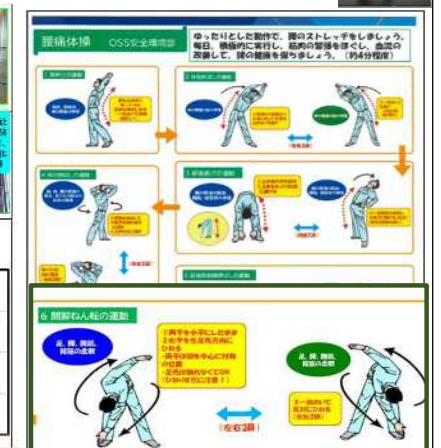


住友電工焼結合金株式会社：全員参加安全活動

【ポ・ケ・テ・ナ・シ運動】
転倒防止のポイントをまとめ、カードを配布し意識を高揚。定点観測も行った。



【腰痛防止体操】
腰痛防止の体操のビデオで教育し、休憩後の5分間音声流し体操



【身につけ、相互注意する】
* 社外の横断歩道で自然に指差呼称等

【習慣化、我が身を守る】
* 体操しないと気持ち悪い等

住友電工焼結合金株式会社：教育・訓練

【安全の日】

- 各班ごとのテーマを選定し自職場の危険について討議し我が事と考え対策する
- 全員の安全活動時間を確保
- 全員参加でテーマ討議：100%参加



【職長の指導強化による役割】

監督者の指導について再度認識させしっかりと指導することで災害を防止する

*仕事の教え方教育

対象者	教育内容	対象人員	効果	期間
班長・CL	仕事の教え方(7W-1)	58名	確実に指導のできる正しい教え方の技能を修得	11月～

実践活動後に社長報告会を企画しフォローアップ

2022年12月:実践開始
安全の日活動で決める
各種教育でのフォローアップ
困り事の対策

→

社長への報告会
対象:班長・CL(58名)
開始:23年1月中旬～3月末

*繰り返し教育

対象者	教育内容	対象人員	効果	期間
主任交代	職長の繰り返し教育	24名	職長の職務と責務について再認識	10/20~10/29

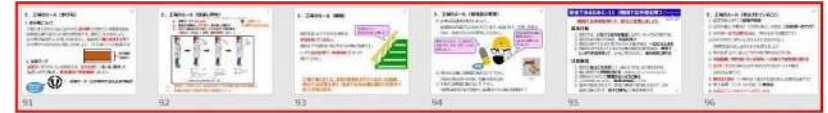
【リスクの共有⇒守れるルール】
*全員が課題を共有し対策⇒守る

【役割を果たし、しっかりと教え切る】
*職長の役割を果たし自職場での災害防止

日軽形材株式会社

◎基本ルールの周知

歩行帯、足型マーク、指差し呼称、階段、保護具の着用など
工場内のルールを明らかにし、雇入れ時安全教育等により徹底を図る



◎ワンポイントレッスン

テーマごとに、ポイントをシートにまとめ、労働者の意識高揚を図る。

テーマ	冬場の滑りやすい環境での歩行に注意
注意事項	<p>①運動に適した靴(スノーシュー等)を履くよう心掛ける。</p> <p>②特に滑りやすい斜面やグレーチングなど(鉄製品)の上は歩行を避けて、塗装された場所ではゆっくり歩く。</p> <p>③氷割りに注意し、凍結部分を選んで、慎重に歩く。</p> <p>④特に出張先や現場では、凍結防止剤(塩)を撒かれた場所ではゆっくり歩く。</p> <p>⑤氷割りに注意し、凍結部分を選んで、慎重に歩く。</p> <p>⑥氷割りに注意し、凍結部分を選んで、慎重に歩く。</p>

日軽形材株式会社

◎設備改善(転倒対策)

安全衛生パトロール、リスクアセスメント、ヒヤリハット活動などにより洗い出した危険個所の設備改善
※パトロール指摘箇所等については対応状況等を明確化。

階段・ステップへの手すり増設

改善前 → 改善後

踏み外し対策(塗装で段差の見え易化)

屋外歩行帯へ照明増設

段差の点検(側溝等の蓋を点検改善)

U字溝・グレーチング

ピット蓋

板厚の改善

対応状況の明確化

監視日 8月30日

その他参考となる取組事例(岡山県内)

◎安全に働くための体力の把握・改善・維持向上の取組事例

労働者の安全体力を本人と管理者双方が把握し、低下がみられた場合は改善を行って体力低下が原因となる転倒や腰痛などの労働災害を未然に防ぐ取り組みなどを実施されています。

詳しくはこちら

「アクティブ体操®」

ご当地健康体操100選に選ばれました!

★アクティブ体操は全国的40社で新体操専攻の実施中
★2019年全国755の体操のなかからご当地健康体操100選に選出
★2020年までアタを数回開催し続けています

1位:「アクティブ体操®」(倉敷市) 2022年9月 2021年12月
2位:「ちやーがんじの体操(特選版)」
3位:「ごん体操(重要係育育)」

携帯紙料アプリで体操結果が得点化できます!

★「アクティブ体操®」part II
紙料アプリ「毎朝体操」

和気労働基準監督署が開催した全国初の行動災害防止大会にて紹介されました。

行動災害防止に向けた今後の取組

備北地区行動災害ゼロ運動

行動災害撲滅に向けて活動しましょう

- 期間** 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
- 主唱** 新見労働基準監督署
岡山県労働基準協会新見支部（安全衛生委員会）
- 協賛** 建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
- 協力** 事業者団体（新見商工会議所、高梁商工会議所、吉備中央町商工会、備北商工会、阿哲商工会）

備北地区行動災害ゼロ運動

事業者の実施事項（案）

- （1）経営トップによる行動災害防止への**所信表明**を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- （2）安全衛生**管理体制**の確立
- （3）安全衛生**教育計画**の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- （4）**安全パトロール**による職場の総点検の実施
- （5）**リスクアセスメント**による労働環境、作業方法などの改善
- （6）職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の**日常的な安全活動**の充実・活性化
- （7）「**事業場における労働者の健康保持増進のための指針**」及び「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」に基づく健康づくりの推進に関する事項
- （8）転倒災害防止対策（**STOP！転倒災害プロジェクト**）
- （9）「**職場における腰痛予防対策指針**」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
- （10）「**安全点検の日**」の設定：毎月1回の職場全体による**安全状況の確認**

備北地区行動災害ゼロ運動

- （1）経営トップによる行動災害防止への**所信表明**を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

安全衛生方針

安全衛生活動は、企業経営の基礎であり、我が社で働く人及び社旗又は社のシンボルマーク地球社会の安全・健康に及ぼす影響を最小限となるよう企業活動の中で安全衛生管理を徹底し、自負できる職場を目指します。

安全衛生の基本方針

- 1 安全衛生関係法令及び社内基準を遵守し、より一層の安全衛生管理に努めます。
- 2 職場の危険有害要因の明確化と対策の優先度を定めるリスクアセスメントを実施し、「災害ゼロ」から「危険ゼロ」への安全で快適な職場づくりを推進します。
- 3 適量労働及びメンタルヘルスによる健康障害を防止するため、衛生管理体制の充実に努め、社員の健康確保対策を推進します。
- 4 全社員とのコミュニケーションを図り、全員参加の安全衛生活動を実施していきます。
- 5 社員教育及び社内広報活動を通じて、安全衛生意識の高揚に努めます。
- 6 安全衛生活動の実行に当たっては、適切な経営資源を投入し、効果的な成果を継続的に実現します。

会社名 株式会社◎◎
代表者 代表取締役 新見 太郎

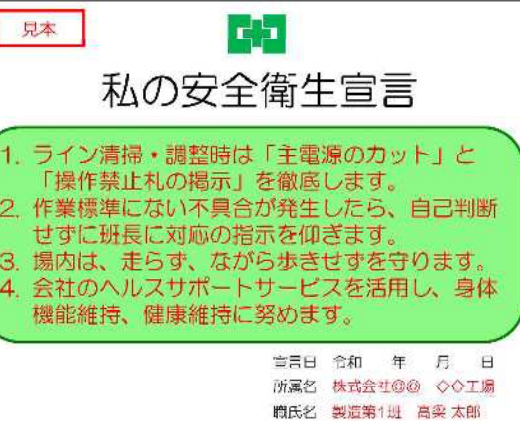
今回の配布資料



備北地区行動災害ゼロ運動

労働者による「私の安全衛生宣言」

労使一体の取組をしましょう



今回の配布資料



備北地区行動災害ゼロ運動

(2) 安全衛生管理体制の確立

統括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、(安全)衛生推進者、産業医、作業主任者 など

職務内容・権限を定めましょう

(安全管理者及び衛生管理者の職務内容)

第●条 安全管理者及び衛生管理者は統括安全衛生管理者の業務を補佐して次の業務を行う。

- (1) 安全衛生管理計画の立案及びその実施、評価、改善のとりまとめ
- (2) ライン管理者に対する安全衛生管理事項に関する適切な進言と支援
- (3) 施設・機器などの設置時の安全衛生面のチェック (リスクアセスメントと必要な措置を含む)
- (4) 安全衛生関係規定及び安全衛生チェック基準などの立案
- (5) 安全衛生に関する官庁への申請・届出及び報告
- (6) 安全衛生に関する情報などの管理と会社内に対する広報
- (7) 安全衛生計画、訓練の立案と実施
- (8) 安全衛生の巡視の実施
- (9) 労働災害の原因調査と再発防止対策の推進
- (10) 過重労働対策・メンタルヘルス対策に関すること
- (11) その他、安全衛生管理推進に関する事項

茨城労働局 安全衛生管理に役立つ規程例

https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/zenzen_eisei/zenzen_eisei.html



備北地区行動災害ゼロ運動

(3) 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

◎状況の把握

- 現在の有資格者一覧
- 作業の実態
- 有資格者の拡充等の必要の有無

◎計画

- 講習等の時期の確認
- 対象者・時期の計画

◎配布資料の「安全衛生管理計画」の活用

実施項目	細項目	責任者名	担当者名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育	安全衛生教育等	社外教育	〇〇課長	導入											
		社外教育	〇〇総務課長	部長教育											
		作業主任者	〇〇課長												
	資格補完	防炎制服	〇〇課長	フォーク											

備北地区行動災害ゼロ運動

(5) リスクアセスメントによる労働環境、作業方法などの改善

リスクアセスメント実施一覧表 (実施記載例)

対象職場*	1, 2, 3の実施担当者の実務日	4, 5, 6の実施担当者の実務日	7, 8の実務担当者の実務日	社長	安全衛生委員長	副委員長	第一部長
第1製造 (プレス工種)	〇〇〇〇	田村〇〇月日	〇〇〇〇	田村〇〇月日	〇〇〇〇	田村〇〇月日	〇〇〇〇

1. 作業名 (機械・設備)	2. 危険地又は有害性等と発生のおそれのある災害 (当該に該当する箇所として「中野、〜して」+「〜になる」と記載します)	3. 改善の緊急防止対策	4. リスクの評価A+B			5. リスク低減対策			6. 対策実施状況 (リスクA+B)		7. 対策効果	8. 備考	
			重篤度	発生頻度	リスク	重篤度	発生頻度	リスク	実施済	未実施			
プレス作業 (プレス1台)	①-1 両手押しボタンと突端式安全装置を併用しているが、補助作業が本品と取り違えることとして、突端式は接触から発生し得る。予安全装置に該当する。	両手押しボタンと突端式安全装置	10	3	30	1	1	1	1	0	1	0	補助作業に対するリスクとして、全体的改善により、予安全装置に該当するリスクを低減する。
同1	①-2 両手押しボタンを併用しているが、本品を取り違えることとして、突端式安全装置が機能しない。予安全装置に該当する。	両手押しボタンと突端式安全装置	10	3	30	1	1	1	1	0	1	0	突端式安全装置の機能時に、プレス機は稼働し、突端式安全装置が機能しないことにより、本品を取り違えることによるリスクを低減する。

- ◎危険性・有害性の洗い出し ※洗い出しの漏れに注意
- ◎措置前のリスク評価
- ◎リスク低減措置の検討・実施
- ◎措置後のリスク評価 ※リスク低減の確認
- ◎さらなる対策の検討 ※次年度の計画へ

備北地区行動災害ゼロ運動

(7) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」及び「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく健康づくりの推進に関する事項

- ア 事業者による健康保持増進及び労働災害防止に積極的に取り組む旨の方針表明
- イ 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- ウ 高齢労働者が安全に働けることができるよう、事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- エ 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期健康診断の確実な実施及び健診結果を活用した労働者自身による健康状況の理解を促すための健康指導の実施
- オ 心理的負担の程度を把握するための検査 (ストレスチェック) の実施による労働者自身のストレスに対する気づきへの援助
- カ ストレスチェックの集団分析を積極的に実施することによる職場環境の改善
- キ 体力の状況を客観的に把握し、労働者自身による身体機能の維持向上を促すための体力チェックの活用

備北地区行動災害ゼロ運動

(8) 転倒災害防止対策（STOP! 転倒災害プロジェクト）

- ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- エ 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- オ 耐滑性や重量バランスに優れた、転倒防止に有効な靴の着用

備北地区行動災害ゼロ運動

(9) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項

- ア リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
- イ 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
- ウ 介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
- エ 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

安全点検の日

(10) 「安全点検の日」の設定：毎月1回の職場全体による安全状況の確認

配布資料



- 全員参加による**
 … その職場で働いている全員で
- 職場の安全点検**
 … 機械設備の危険箇所はないか
 不安全行動はないか
 労災防止に向けたルールを守っているか

行動災害防止のためのチェックリスト（案）

職場の取組状況についてチェックしましょう 配布資料

行動災害防止のためのチェックリスト(事業者用)		○	△	×
1	労働災害防止のための安全対策として、労働災害防止の意識を高めるための教育を実施しているか。			
2	労働災害防止のための安全対策として、労働災害防止の意識を高めるための教育を実施しているか。			
3	労働災害防止のための安全対策として、労働災害防止の意識を高めるための教育を実施しているか。			
4	労働災害防止のための安全対策として、労働災害防止の意識を高めるための教育を実施しているか。			
5	労働災害防止のための安全対策として、労働災害防止の意識を高めるための教育を実施しているか。			
6	労働災害防止のための安全対策として、労働災害防止の意識を高めるための教育を実施しているか。			
7	労働災害防止のための安全対策として、労働災害防止の意識を高めるための教育を実施しているか。			
8	労働災害防止のための安全対策として、労働災害防止の意識を高めるための教育を実施しているか。			
9	労働災害防止のための安全対策として、労働災害防止の意識を高めるための教育を実施しているか。			
10	労働災害防止のための安全対策として、労働災害防止の意識を高めるための教育を実施しているか。			

最終版について岡山労働局HPで公表する予定です

備北地区行動災害ゼロ運動

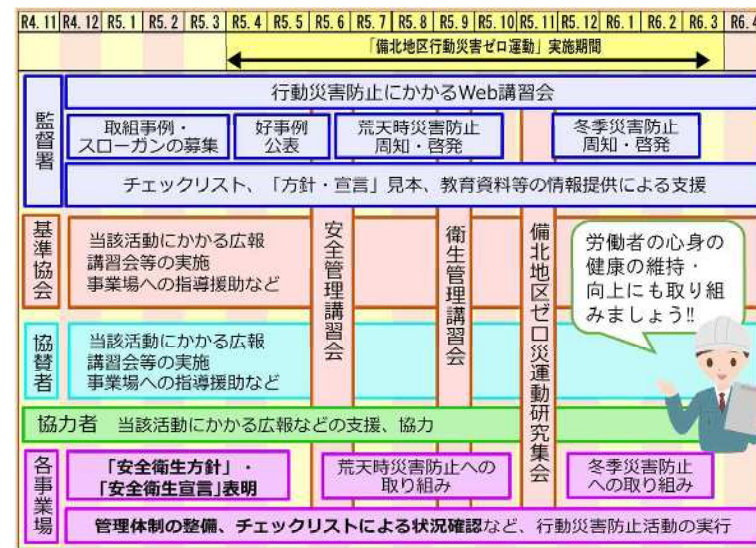
スローガン・好事例集の募集 **ご協力をお願いいたします**

収集 スローガン・行動災害防止の好事例を募集します

公表 岡山労働局HP・各種説明会で公表します

活動 好事例を参考に行動災害防止活動に努めましょう

備北地区行動災害ゼロ運動 実施スケジュール



目次

労働災害の状況

死傷件数 / 災害事例

行動災害防止

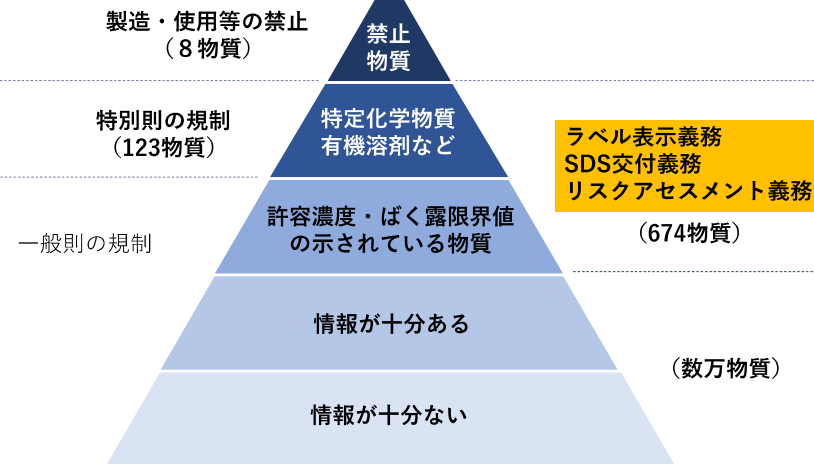
点検・教育・体づくり / 取組事例 / 今後の取組

法令改正

新しい化学物質規制 / 金属アーク溶接等

新しい化学物質規制

従来の規制



新しい化学物質規制

ラベルの表示



(製品の特定名) △△△製品 ○○○○ (絵表示)
(注意喚起語) 危険
(危険有害性情報) ・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると有毒 …
(注意書き) ・火気厳禁 ・防毒マスクを使用する ……

SDS (安全データシート)

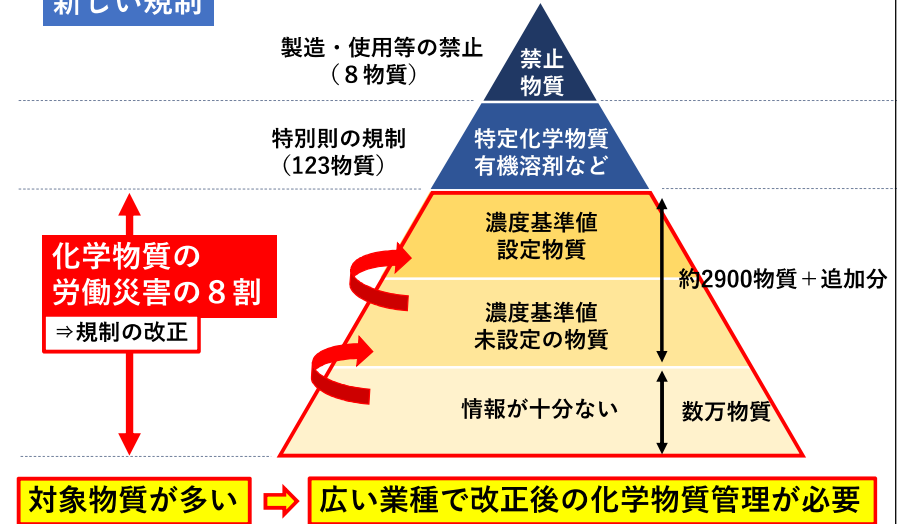
事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法を伝達



- | | |
|--------------------|---------------|
| 1 化学品および会社情報 | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 危険有害性の要約 (GHS分類) | 10 安定性および反応性 |
| 3 組成および成分情報 | 11 有害性情報 |
| 4 応急措置 | 12 環境影響情報 |
| 5 火災時の措置 | 13 廃棄上の注意 |
| 6 漏出時の措置 | 14 輸送上の注意 |
| 7 取扱いおよび保管上の注意 | 15 適用法令 |
| 8 ばく露防止および保護措置 | 16 その他の情報 |

新しい化学物質規制

新しい規制



新しい化学物質規制

新しい規制の概要

- 1 化学物質管理体制の見直し
- 2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立
- 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外
- 5 ばく露の程度が低い場合の健康診断の頻度の緩和
- 6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化

1 化学物質管理体制の見直し①

安衛令 安衛則

1-1 ラベル・SDS・リスクアセスメント対象物質の追加 R6.4

順次対象物質が追加される

現在	674物質
R6年4月	234物質追加
R7年4月	約700物質追加
R8年4月	約850物質追加

ラベルの表示



SDS(安全データシート)



「ラベル表示・SDS交付の義務化予定物質リスト」(令和5年度追加予定分まで)
 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのサイトで公開
https://www.iniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

1 化学物質管理体系の見直し②

安衛則

1-2 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

(1) リスクアセスメント対象物のばく露濃度の低減措置

- ①ばく露濃度を最小限度にする R5.4
 - i 代替物の使用
 - ii 発散源密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働
 - iii 作業方法の改善
 - iv 有効な呼吸用保護具の使用 など
- ②濃度基準設定物質のばく露濃度を濃度基準値以下とする R6.4

(2) 労働者の意見聴取(低減措置の内容、ばく露の状況)・記録・保存

3年保存 (がん原生物質は30年)

(1)①関係R5.4

(1)②関係R6.4

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質のばく露濃度の低減措置

努力義務 R5.4

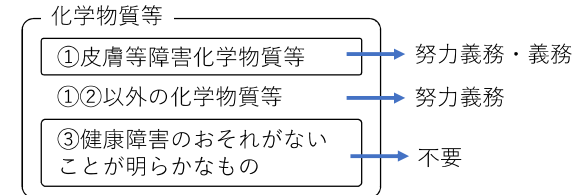
1 化学物質管理体系の見直し③

安衛則

1-3 皮膚等障害化学物質への直接接​​触の防止

適切な保護具の使用

不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等
 ※密閉の場合、法令で保護具義務のある業務の場合を除く



	R5.4	R6.4
①の製造・取扱	努力義務	義務
②の製造・取扱	努力義務	
③の製造・取扱	(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)	

1 化学物質管理体系の見直し④

安衛則

1-4 衛生委員会の付議事項の追加 ①関係R5.4 ②~④関係R6.4

- ①労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関する事
- ②濃度基準設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関する事
- ③リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関する事
- ④濃度基準設定物質について、濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関する事

1-5 がん等の遅発性疾病の把握の強化 R5.4

化学物質の製造・取扱のある同一事業場で
1年以内に複数労働者が同種のがんに罹患したことを把握したとき
 ◎業務起因の可能性について**医師の意見**を聴く
 ◎業務起因の疑いがある場合は、所轄都道府県**労働局長**に報告する

1 化学物質管理体系の見直し⑤

安衛則

1-6 リスクアセスメント結果等の記録・保存 R5.4

◎内容

- ・リスクアセスメントの結果
- ・当該結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害防止措置の内容等

◎保存

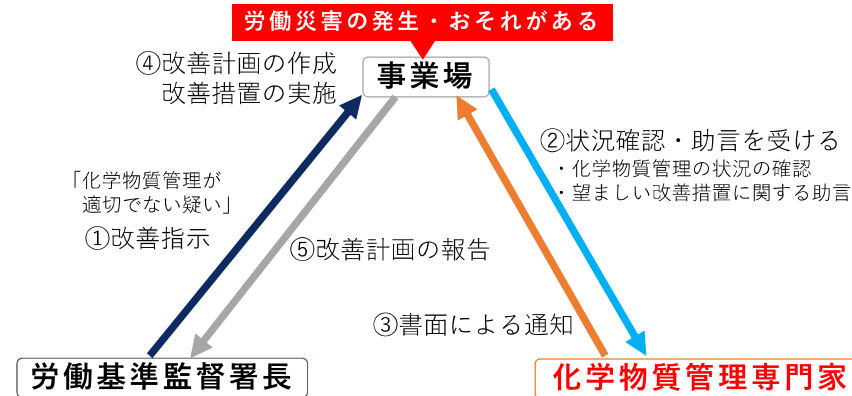
次のリスクアセスメントを行うまでの期間
 (次のリスクアセスメントが3年以内に実施される場合は**3年間**)

◎関係労働者への周知

1 化学物質管理体系の見直し⑤

安衛則

1-7 化学物質による労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示 R6.4



1 化学物質管理体系の見直し⑥

安衛則

1-8 リスクアセスメント対象物に係る義務(健診等)

(1) リスクアセスメント対象物健康診断 R6.4

- ◎次の場合に医師等が必要と認める項目の健康診断を行う。
 - ①リスクアセスメント対象物のリスクアセスメントの結果に基づいて労働者の意見を聞き、必要と認めるとき
 - ②濃度基準設定物質の濃度基準値超のばく露のおそれがあるとき
- ◎医師等の意見聴取
- ◎措置の実施（必要があると認めるとき）
- ◎記録の作成
5年間保存（がん原性物質は30年保存）

(2) がん原性物質の作業記録の保存 R5.4

- リスクアセスメント対象物でがん原性物質の製造・取扱の業務を行う場合
 - ・業務の作業歴の記録
 - ・30年保存

2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立①

安衛則

2-1 化学物質管理者の選任の義務化 R6.4

(1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメント対象物の製造・取扱・譲渡提供をする事業場
 ※業種・規模要件なし
 ※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は対象外

(2) 選任要件

- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場
化学物質管理者講習の修了者又はこれと同等以上の能力を有する者
- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場
資格要件無し（上記講習に準ずる講習の受講を推奨）

2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立②

安衛則

2-1 化学物質管理者の選任の義務化

(3) 職務

- ・ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
- ・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ・化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
- ・ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立③

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化 R6.4 安衛則

(1) 選任が必要な事業場

化学物質管理者を選任した事業場で

リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に**保護具**を使用させる事業場

(2) 選任要件

保護具について一定の経験及び知識を有する者
(化学物質管理専門家の要件に該当する者等)

(3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に係る業務

5 ばく露の程度が低い場合の健康診断の頻度の緩和

有機則 特化則 鉛則 四アルキル鉛則 R6.4

対象 有機溶剤、特定化学物質(特別管理物質等を除く)、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断

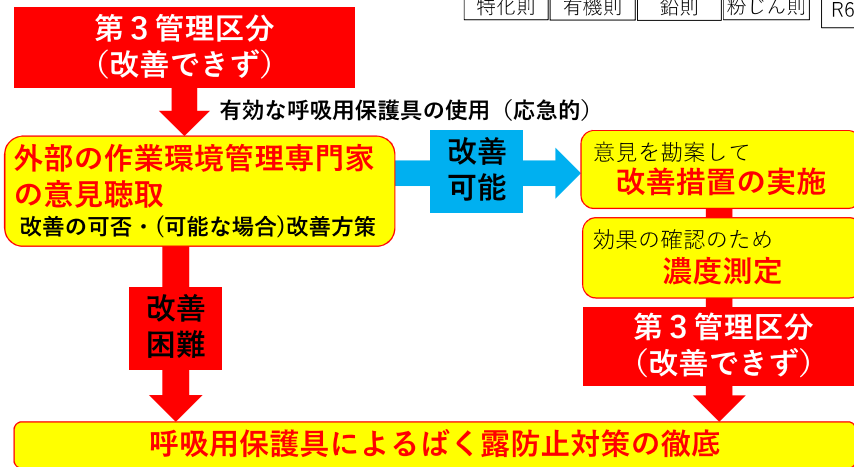
条件 作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合

頻度 年1回(通常は6月以内ごとに1回) ※労働者ごとに判断する。

	要件	実施頻度
区分1	次のすべてを満たす場合 ①単位作業場所における 直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分 である。 ※四アルキル鉛を除く。 ② 直近3回の健康診断において、新たな異常所見がない。 ③ 直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がない。	次回は 1年以内に1回 (実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施日以降に、左記の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで行う)
区分2	上記以外	次回は 6月以内に1回

6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化①

特化則 有機則 鉛則 粉じん則 R6.4



- ・ 個人ばく露測定
- ・ 有効な呼吸用保護具
- ・ フィットテスト
- ・ 保護具着用責任者の選任・職務
- ・ 作業環境管理専門家の意見の概要・評価の結果の周知
- ・ 労働基準監督署長への第三管理区分措置状況届の提出

6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化②

特化則 有機則 鉛則 粉じん則 R6.4

評価結果の改善までの措置

- ◎個人ばく露測定の実施(半年に1回 ※鉛は年1回)
→ 有効な呼吸用保護具
- ◎フィットテスト(年1回)

保存

- ・ 個人サンプリング法等による測定結果(3年 ※粉じんは7年)
- ・ 測定結果の評価結果(3年 ※粉じんは7年)
- ・ 呼吸用保護具の装着確認結果(3年)

施行期日①

規制項目		2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理 体系の 見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (労働簿書を基にそれぞれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	
	がん等の避発性疾患の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督官による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	

施行期日②

規制項目		2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
実施体制の 確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
情報伝達の 強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
	管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●	
特殊健康診断の実施頻度の緩和		●		
第三管理区分事業場の措置強化			●	

職場における化学物質管理に関する相談窓口

1. 電話、メール等による相談窓口を設置

- ・職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・リスクアセスメントの実施方法、CREATE-SIMPLE（簡易なリスクアセスメント支援ツール）の使用方法
- ・新たな化学物質管理の制度の内容 など

TEL: 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145

E-mail: soudan@technohill.co.jp

受付時間：平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

令和4年4月1日から令和5年3月17日まで（土日祝日、国民の休日、12/29～1/3を除く。）

令和4年度委託先：テクノヒル株式会社 ※令和5年度以降の開設期間と問い合わせ先は未定

2. 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

中小規模事業場を対象に、事業場の要望に応じて専門家を派遣し、リスクアセスメント等の支援を実施支援内容

- ・新たな化学物質規制への対応について
- ・化学物質のリスクアセスメント方法
- ・GHSラベルやSDSの読み方
- ・リスクを低減するための対策 など

TEL: 03-6231-0133 FAX: 03-5642-6145

申込受付時間：令和4年4月1日～令和5年1月31日正午まで（訪問可能期間は2月28日まで）

令和4年度委託先：テクノヒル株式会社 ※令和5年度以降の開設期間と問い合わせ先は未定

主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

●掲載先／■主体	概要（掲載情報）
●職場のあんぜんサイト (http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm) ■厚生労働省	✓ CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）（簡易なリスクアセスメント支援ツール）
	✓ 化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング） ・液体等取扱作業（粉じん作業を除く） ・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業
	✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック
	✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール
	✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート

主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

●掲載先／■主体	概要（掲載情報）
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●■独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所	✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール ※厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能（一定の専門知識を要する）。
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●ECETOC-TRA サイト ■欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)	✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール (ECETOC-TRA)。EXCELファイル (英語版) をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。 ((一社) 日本化学工業協会が日本語版を提供 (会員又は有料利用))
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●EMKG Software 2.2 ■the Federal Institute for Occupational Safety and Health (BAuA)	✓ 独安衛研 (BAuA) が提供する定量的評価が可能なりスクアセスメントツール (英語版) ✓ EMKG-EXPO-TOOL (EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出)

新たな化学物質規制オンライン説明会

無料 岡山労働局

1 開会挨拶 岡山労働局 労働基準部 健康安全課長

2 新たな化学物質規制について

岡山労働局 労働基準部 健康安全課 安全衛生担当官

3 化学物質のリスクアセスメントについて

岡山産業保健総合支援センター 産業保健相談員

労働安全・衛生コンサルタント

横溝 浩氏



申し込み方法

お申込みは岡山産業保健総合支援センターのWebサイトで承ります。

URL : <https://okayamas.johas.go.jp/chemicals/>



開催日

令和4年11月16日 (水)、22日 (火)

令和4年12月5日 (月)、13日 (火)

令和5年1月12日 (木)、16日 (月)

令和5年2月7日 (火)、17日 (金)

令和5年3月3日 (金)、9日 (木)

各100名まで お申し込みはお早めに！

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場

規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年				2023(令和5)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定・採取用保護具の使用等	・現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。 ※測定を行った場合、「換気設備の追加その他必要な措置」を併しといただく必要があります。				溶接ヒュームの濃度測定 (4/1~)				換気設備の追加その他必要な措置 (4/1~)			
特定化学物質作業衛生管理の強化	・現時点で、労じん規の規定により、金属アーク溶接等作業に着手する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。				呼吸用保護具の選択・使用 (4/1~)				フィットテストの実施 (4/2~)			
全体取組の実施・情報提供の推進その他必要な措置	・令和4年4月1日以降、特定化学物質に関するリスクアセスメントについては、いずれかが防護効果の高い方を採用しなければなりません。				責任義務 (4/1~)				実施義務 (4/1~)			

**フィットテストの義務が
はじまります R5.4.1**

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場

① 溶接ヒュームの濃度測定

マンガン0.05mg/m³以上等

左記以外

② 濃度低減の措置 換気装置の風量の増加その他

③ 濃度測定 (2回目)

④ 有効な呼吸用保護具の使用

①の結果でマンガン0.05mg以上等の場合
「測定結果に基づく要求防護係数<呼吸用保護具の指定防護係数」となる呼吸用保護具を選ぶ

⑤ フィットテストの実施 ・面体を有する呼吸用保護具の場合
・1年以内ごとに1回

フィットテストの義務がはじまります R5.4.1

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場

フィットテスト

呼吸用保護具の適切な装着を確認する

⇒呼吸用保護具の外側と内側の濃度を比べて基準に適合することを確認する
(JIS T8150に定める方法またはこれと同等の方法による)

濃度測定

**外側・内側の濃度比の算定
(フィットファクタ)**

基準に適合していることの確認

記録



まとめ

労働災害の状況

死傷件数 / 災害事例

行動災害防止

点検・教育・体づくり / 取組事例 / 今後の取組

法令改正

新しい化学物質規制 / 金属アーク溶接等

金属アーク溶接等

フィットファクタ

外側の濃度
内側の濃度 **基準値(要求フィットファクタ)より大きいことを確認する**

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

記録 3年間保存

氏名、日時、装着の良否、(外部委託の場合)受託者の名称

例	確認を受けた者	確認の日時	装着の良否	備考
	甲山一郎	12/8 10:00	良	●●社に委託して実施(以下同じ。)
	乙田次郎	12/8 10:30	否(1回目) 良(2回目)	最初のテストで不合格となったが、マスクの装着方法を改善し、2回目で合格となった。

